

一般社団法人災害防止研究所定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人災害防止研究所と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

2 当法人は、従たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、災害防止、危機管理等の啓発・普及活動を通じて、心身健全かつ快適な生活、平和で安全・安心な地域社会の実現に貢献し、併せて、災害の歴史のなかで、厳しい自然環境と調和して育まれてきた日本の文化・伝統の素晴らしさを再発見して、情報を発信し発展させることを目的として活動する。

(事業内容)

第 4 条 上記目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害防止に関する啓発・普及に資する活動
- (2) 災害防止を重視した ESG 投資の促進及び災害防止を核心として持続可能な開発目標 (SDGs) 実現を追求する企業活動の啓発・普及活動
- (3) 危機管理、安全保障に関する啓発・普及に資する活動
- (4) より善い地域社会の形成の推進、地域振興に資する活動
- (5) 災害防止教育を通じた児童、青少年の健全な育成、豊かな人間性涵養に資する活動
- (6) 災害防止教育を通じたリーダーシップ、マネジメント等の人材開発、価値創造に資する活動
- (7) アミューズメント等を通じた災害防止に関する新しいライフスタイル、文化の創造に資する活動
- (8) 災害防止に関して、国政及び地域行政の健全な運営の確保に資する活動
- (9) 災害防止活動に先進技術を取り込み、先進技術の実用化と普及を促進する活動
- (10) 前号の目的達成に附帯又は関連する活動

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(社員及び会員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 個人会員 当法人の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 法人会員 当法人の目的に賛同し、入会した法人及び団体
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、入会した法人及び団体で、法人会員に準じる者
- (4) 公共会員 当法人の目的に賛同し、入会した地方公共団体及び政府機関
- (5) 特別会員 当法人の目的に賛同し、二人以上の会員の推薦を受け、代表理事が承認した者

- 2 当法人の目的に賛同し、二人以上の理事の推薦を受け、代表理事が承認した者を当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申し込みをし、社員総会の承認を得なければならない。

- 2 会期は、入会した年の1月1日から12月31日までとする。ただし、7月1日以降に入会した会員の会期は、会費を納めた日から翌年の12月31日までとする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、社員総会において定めた額の入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所、または社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社及び退会)

第10条 社員及び会員は、退社届を提出することにより、任意に退社及び退会することができる。退社及び退会の申し出は、1か月前にすることを原則とする。

(除名)

第11条 当法人の社員その他会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員その他会員としての義務に違反するなど除名すべき正当

な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員その他会員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第12条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

2 会員が前項2号乃至5号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

第3章 社員総会

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。
- 3 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権)

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印し、10年間当法人の主たる事務所に備えるものとする。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第21条 理事の選任は、社員総会の決議をもって行う。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

3 代表理事及び社員総会で指名された理事をもって経営会議を開催し、年度事業の運営方針等を決定する。

(監査の職務及び権限)

第23条 監査は、理事の職務執行を監査し、必要に応じ、監査報告を作成する。

2 監査は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠としてまたは増員により選任された理事の任期は、前任者またはその他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(事業計画)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第29条 代表理事は、毎事業年度、計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置)

第30条 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、5年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第7章 附則

(設立時の社員)

第33条 当法人の設立時社員(理事)及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時社員（理事） 吉田明生

名取禎

設立時代表理事 吉田明生

（最初の事業年度）

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年7月31日までとする。

（法令の準拠）

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

施行 平成30年 8月 1日

改正 令和 3年 1月16日 賛助会員の設置

修正 令和 4年10月11日 第7条2項を付加

修正 令和 5年10月 9日 第2条主たる事務所の変更

第2条2項を追加（従たる事務所の設置）